



# 定 款

平成 22 年 月 日

一般社団法人 全国小型船舶教習所連合会



# 一般社団法人 全国小型船舶教習所連合会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 全国小型船舶教習所連合会（以下「当会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を三重県四日市市に置く。

2 当会は、指定試験機関の地方事務所管轄区域ごとに区分して支部を設ける。

3 当会は、主たる事務所を本部事務所（以下「本部」という。）と称し、従たる事務所を支部事務所（以下「支部」という。）と称する。

4 前項の支部が、区域の諸情勢により設置できない場合は、その区域に隣接する支部の同意及び理事会の承認を得ることにより、隣接の支部に含めることが出来るものとする。

(公告方法)

第3条 当会の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることが出来ないときは、当会の公告は、官報に掲載してする。

(規則)

第4条 当会は、この定款に基づき、及びこの定款を施行するため必要な事項について、規則を定める。

2 規則は、法人法第10条第1項に規定する設立時社員（当会において「設立発起人」と称する）の一致または理事会の決議により定める。

3 理事会は、その決議により、設立発起人が定めた規則を改正し、または廃止することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 当会は、会員の技術、能力の向上及び連携を図ることにより業界全体の発展を期すと共に社会の信頼を得ることに努め、もって広く健全な海事思想の普及啓発および海上交通の安全並びに海洋環境の保全等健全な海洋レジャーの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 関係行政からの情報の受理、収集、伝達及び意見交換
- 二 指定試験機関からの情報の受理、収集、伝達及び意見交換



- 三 海事思想の普及啓発活動
- 四 海洋レジャー活動への支援、協力
- 五 教習事業の改善進歩を図るため、インストラクターの育成並びに研修及び認定
- 六 操縦免許取得希望者に対する教育及び指導
- 七 ボート免許に係る教本、教材の研究開発及び製作並びに改善
- 八 教習の内容及び教習方法等の研究
- 九 関係行政、関係機関及び関連事業者との協力並びに連絡調整
- 十 会員の事業発展への助言および協力
- 十一 会員が実施する事業に係る保険事業
- 十二 その他、本会の目的を達成するための事業

### 第3章 会 員

#### (会員区分)

第7条 当会は、次に掲げる会員によって構成される。

#### 一 正会員

第9条の定めるところにより、同条第3項の規定に基づく理事会の承認を得て当会に入会した者（次号に該当する者を除く）

#### 二 特別会員

正会員の事業地域が複数の支部にまたがり、1支部の会員としての活動では支障が生じるおそれのある会員で、理事会の決議をえて特別会員となった者

#### 三 賛助会員

第9条に定めるところにより当会に入会した者であつて、正会員または特別会員でない者

#### (経費の負担)

第8条 会員は、当会が行う事業活動について経常的に発生する費用（以下「経費」という。）を負担する。

2 当会は会員から会費を徴収し、これを経費に充当する。

3 前項の会費の額は、第18条第1号に規定する定時総会の議決をもって別に定める。

4 前項に規定するほか、会費を徴収する時期、方法その他会費の徴収事務に関して必要な事項は、規則で定める。

5 当会が会費として徴収した金銭は、返還しない。

#### (入会)

第9条 本条に定めるところにより当会に入会した者は、当会の会員の資格を得る。

2 当会の会員になろうとする者は、規則の定めるところにより当会に入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 理事会は、前項の規定により入会の申込みをした者（以下「入会希望者」という）が次に掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、その入会を承認しな



いことができる。

- 一 未成年者、成年被後見人及び被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者
- 三 解散した法人
- 四 法人法、会社法、不正競争防止法、破産法、民事再生法、刑法その他の法令の規定により、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えまたはその執行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- 五 当会または当会が所属し、加盟し、または賛助する団体から除名された者
- 六 故意または重大な過失により、当会もしくは当会の他の会員に損害を与え、またはそのおそれのある者
- 七 前各号に掲げる者のほか、会員となることにより当会の他の会員に共通する利益を著しく害するおそれのある者

(退会)

第10条 会員は、いつでも当会を退会することができる。この場合には、規則の定めるところにより、その届出をしなければならない。

- 2 会員は、当該届出のあった日の属する事業年度の末日をもって、当会を退会する。ただし、急病、不慮の事故その他やむを得ない事情があるときは、その事情を明らかにして、直ちに退会することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会員は、次に掲げる事由によって当会を退会する。
  - 一 第9条第3項一号から七号までに掲げる者のいずれかに該当したとき
  - 二 総会員の同意
  - 三 死亡または解散
  - 四 除名

(除名)

第11条 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 法令または当会の定款、規則もしくは総会の決議に違反する行為その他の非違行為があったとき。ただし、違反の程度が軽微であるときを除く。
  - 二 第9条第3項四号および五号のいずれかに該当したとき
  - 三 経費を負担する資力がなくなった者またはその負担を拒む者
- 2 前項の決議は、第21条第2項の規定により行わなければならない。この場合において、決議に特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることはできないものとする。
  - 3 当会は、第1項の総会において除名しようとする会員に対し、同項の決議を行う前に、弁明の機会を与える。この場合において、相当と認めるときは、議長は、保佐人の同席及びその発言を許すことができる。
  - 4 前項の規定により弁明する会員は、同項の保佐人として会員以外の者を同席させることはできない。



(会員名簿)

第 12 条 会員名簿(当会が法人法の定めるところにより作成する社員名簿をいう。以下同じ)は、電磁的記録をもって作成する。

2 会員名簿の取扱いに関して必要な事項は、規則で定める。

#### 第 4 章 代議員

(定義)

第 13 条 当会は、各支部に所属する正会員の数から以下の比率で選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人方」という)に規定された社員とする。

- (1) 会員数 5 名 ～ 15 名 代議員 1 名
- (2) 会員数 16 名 ～ 30 名 代議員 2 名
- (3) 会員数 31 名 ～ 45 名 代議員 3 名
- (4) 会員数 46 名 ～ 60 名 代議員 4 名
- (5) 会員数 61 名以上 代議員 5 名

2 特別会員は、前項によらず代議員 1 名を選出することができる。

(代議員の選出)

第 14 条 代議員は、規則で定めるところにより、正会員を選挙人とする選挙によって定める。この選挙(以下「代議員選挙」という)においては、代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなった場合に備えて、補欠の代議員(以下「補欠代議員」という)を定めることができる。

2 前項の規定により補欠代議員を決める場合には、次に掲げる事項をも定めなければならない。

一 立候補した者が補欠代議員として選挙されるものであること。

二 前号に掲げる者(以下「補欠候補者」という)が特定の代議員の補欠として選挙される場合にあつては、その旨及び当該特定の代議員の氏名(当該特定の代議員に対して 2 人以上の補欠候補者を選挙するときは、当該補欠候補者相互の優先順位を含む)

3 代議員選挙(補欠候補者を選出するものに限る。以下この項において同じ)及び前項の定めは、当該代議員選挙の日後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで、その効力を有する。

4 正会員以外の者は、代議員選挙において、代議員(補欠代議員を含む)に立候補できない。

5 正会員は、代議員選挙において、等しく選挙権及び被選挙権を与えられる。

6 代議員選挙は、前回の代議員選挙の日から 2 年を経過する日の前 2 ヶ月以内に行うものとする。

(理事または理事会による代議員の決定の禁止)

第 15 条 理事または理事会は、代議員または補欠代議員を定めることが出来ない。



(任期等)

第 16 条 代議員の任期は、その選出後 2 年以内に行われる代議員選挙によって後任者が選出されるまでとし、補欠代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、代議員（任期の満了前に退任した代議員の後任を務めることとなった補欠代議員を含む。以下この項、次項及び次条において同じ）が次の各号に掲げる訴えを提起した場合（法人法の定めるところにより、その請求した場合を含む）においては、当該訴えの提起により開始された訴訟手続きが判決の確定、取下げその他の事由により終結するまでの間、当該代議員は、当会の社員の資格を失わないものとする。

一 法人法第 266 条第 1 項の規定に基づく総会（第 18 条第 1 項に規定する定時総会または臨時総会をいう。以下同じ）の決議の取消しの訴え

二 法人法第 268 条の規定に基づく解散の訴え

三 法人法第 278 条の規定に基づく責任追及の訴え

四 法人法第 284 条の規定に基づく解任の訴え

3 前項の規定により当会の社員の資格を失わないものとされた代議員は、役員等（理事、監事及び会計監査人をいう。以下同じ）の選任もしくは解任または定款の変更については、議決権を有しない。

(正会員による権利の行使等)

第 17 条 第 13 条から前条までの規定は、正会員（代議員でないものに限る）が次の各号に掲げる権利を行使することを妨げない。

一 法人法第 14 条第 2 項に規定する権利

二 法人法第 32 条第 2 項に規定する権利

三 法人法第 50 条第 6 項に規定する権利

四 法人法第 52 条第 5 項に規定する権利

五 法人法第 57 条第 4 項に規定する権利

六 法人法第 129 条第 3 項に規定する権利

七 法人法第 229 条第 2 項に規定する権利

八 法人法第 246 条第 3 項、同法第 250 条第 3 項または同法第 263 条第 3 項に規定する権利

2 法人法第 112 条の規定にかかわらず、第 28 条に規定する役員等の責任は、すべての正会員の同意を得た場合でなければ、免除することができない。

## 第 5 章 総 会

(定時総会及び臨時総会)

第 18 条 当会の社員総会は、代議員（代議員が欠けた場合または代議員が任期の途中で退任した場合にあっては、補欠代議員を含む。以下この章において同じ）により構成されるものとし、次に掲げる区分に応じ、定時総会または臨時総会と



称する。

- 一 定時総会 法人法に規定された定時社員総会
- 二 臨時総会 前号の定時社員総会以外の社員総会

2 定時総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月以内に召集し、臨時総会は、その必要があるときに随時召集する。

3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が召集する。ただし、会長に事故があるときは、規則に定める順序に従って、他の理事が召集する。

(議長)

第19条 総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、規則の定めるところにより、当該総会に出席した代議員の中から選出する。

(議決権の数)

第20条 代議員は、各1個の議決権を有する。

(総会の決議)

第21条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数もって行う。

2 法人法第49条第2項に規定する総会の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行う。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事の全員がこれに署名し、押印しなければならない。

2 前項の議事録は、社員総会議事録とする。

3 第1項の議事録は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合においては、議長及び出席した理事の全員は、議事録に電子署名をする。

4 前各項に定めるほか、議事録の様式、電子署名の仕様その他議事録の作成及び保管の方法に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 役員等

(役員等)

第23条 当会は、理事5名以上及び監事2名以上を置く。

2 当会は、解散後も、引き続き監事2名以上を置くものとする。

(理事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事は、当該退任した理事の任期の満了時に退任するものとする。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、選任後



- 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事は、当該退任した監事の任期の満了時に退任する。  
(報酬等)
- 第 26 条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受け取る財産上の利益を言う。以下同じ）の額及びその支給の時期は、事業年度ごとに、定時総会の決議により定める。
- 2 前項の規定は、監事の報酬等について準用する。  
(会長その他の役付理事)
- 第 27 条 当会は、会長 1 名、副会長 4 名以内を置き、必要に応じ、専務理事 1 名、常務理事若干名を置くことができる。
- 2 前項に掲げる者は、理事会の決議により、理事の中から選任しなければならない。ただし、総会で決議を得た場合は、理事以外の者であっても選任することができる。
- 3 当会は、第 1 項に掲げる会長をもって、法人法に規定された代表理事とする。  
(役員等の責任)
- 第 28 条 役員等は、その任務を怠ったときは、これによって当会が被った損害を賠償する責任を負う。

## 第 7 章 理事会

- 第 29 条 当会は、理事の全員によって構成する理事会を置く。
- 2 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が召集する。ただし、会長に事故あるときは、規則の定めるところにより、他の理事が召集する。
- 3 理事会の決議は、法人法の定めるところにより、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その決議をもって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案についての異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事会の議事については、法人法の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 6 理事会に出席した各理事及び各監事は、その議事録に署名（記名を含む。次項について同じ）押印し、または電子署名する。
- 7 前項の規定は、理事会に出席した会長及び各監事が第 4 項の議事録に署名押印し、または電子署名したときは、適用しない。
- 8 前各号に規定するほか、理事会の運営に関する事項及び前項に規定する議事録



の様式、電子署名の仕様その他同項の議事録の作成及び保管に関して必要な事項は、規則で定める。

(業務の執行)

第30条 当会の業務は、会長が執行する。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、理事会の承認を得て、当会の業務の一部を専務理事または常務理事に執行させることができる。

3 前各号に規定するほか、理事の職務分掌に関して必要な事項は、規則で定める。

(役職名等使用の制限)

第31条 会長でないものは、会長、理事長、代表理事、代表社員、総代その他当会を代表する者と誤認されるおそれのある役職名または肩書きを用いてはならない。

## 第8章 計算

(会計の原則)

第32条 当会は、第6条に掲げる事業の内容に応じ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行であって、理事会の決議により定めたものに従うものとする。

(事業年度)

第33条 当会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(余剰金の配当)

第34条 当会は、余剰金の配当を行わない。

(残余財産の帰属)

第35条 当会の残余財産は、総会の決議により、次に掲げるものの全部または一部に帰属させるものとする。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 当会と類似の目的を有する公益社団法人

## 第9章 基金

(基金)

第36条 当会は、法人法第2章第5節の定めるところにより、基金を引き受ける者（以下「引受人」という）の募集をすることができる。

2 当会に基金を拠出した引受人は、当会が解散した場合を除き、拠出した基金の返還を受けることができない。

3 基金の返還の手続きは、規則で定める。この場合においては、次に掲げる事項を規則の内容としなければならない。

- 一 返還する基金の総額は、定時総会の決議により定めるものとする。
- 二 基金の返還を行う時期及び場所



三 引受人の氏名または名称及び住所、電話番号その他の連絡先を記載し、または記録した帳簿の取り扱いに関する事項

四 前各号のほか、基金の返還を適正かつ円滑に行うために必要な事項

## 第10章 準拠法

第37条 この定款（第4条の規則を含む）に定めのない事項は、法人法その他の法令の定めるところによる。

## 附 則

（設立発起人の氏名及び住所）

第1条 設立発起人は、次に掲げる個人とする。

氏 名	住 所
仁藤直嗣	東京都東大和市桜が丘一丁目1429番地3 東京ユニオンガーデンC-1102
徳野一夫	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目3番29号
新美典久	愛知県半田市東浜町一丁目9番地
渡部俊郎	三重県四日市市大字羽津甲5167番地46

（設立時役員等）

第2条 当会の設立に際して理事、会長、監事となる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 当会の設立に際して理事となる者

仁藤直嗣、竹村幸一、新美典久、栗田勉、上杉幸三、斉藤紀幸、鈴木幸次、  
徳野一夫、渡部俊郎、浅田博

二 当会の設立に際して会長となる者

仁 藤 直 嗣

三 当会の設立に際して監事となる者

竹内聡、中谷久利

（最初の事業年度）

第3条 第33条の規定にかかわらず、当会の最初の事業年度は、当会の設立の日から平成22年12月31日までとする。